

地域密着型通所介護サービス

重要事項説明書

地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、地域密着型通所介護サービス提供の契約締結に際して、事業所が予め説明しなければならない内容を記したもので

1. 地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社のんびり
代表者名	代表取締役 小田嶋 公理
所在地	〒222-0003 神奈川県横浜市港北区大曽根 1-20-2 TEL 046-801-0808

2. 利用者へのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名	デイサービス Free Fit
介護保険 指定事業所番号	設立年月日 2024年9月1日 1491901128
事業所所在地	〒237-0062 神奈川県横須賀市浦郷町3丁目64番地
連絡先	TEL 046-801-0808 FAX 046-801-3644
管理者	小田嶋 公理
事業所の通常の 事業実施地域	追浜本町1・2丁目、鷹取1・2丁目、追浜南町1~3丁目、湘南鷹取1~6丁目、追浜町1~3丁目、追浜東町1~3丁目、浦郷町1~5丁目、浜見台1・2丁目、船越町1~8丁目、港が丘1・2丁目、田浦町1~6丁目、田浦港町、田浦泉町、田浦大作町、長浦町1・2・5丁目、夏島町

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	株式会のんびりが開設する「デイサービス Free Fit」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、介護保険法に従い、高齢者がその有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営方針	<p>1 地域密着型通所介護サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。</p>

(3) 事業所窓口の営業日・営業時間及び定員

営業日	月・火・水・木・金・土曜日（祝日は営業） 但し12月30日から1月3日を除く
営業時間	8時30分から17時30分まで サービス提供時間は、午前の部：9時00分～12時05分 午後の部：13時25分～16時30分
定員	午前・午後の部とも10名（第1号通所事業サービス利用者を含め）

(4) 事業所の従業者体制（午前・午後の部とも）

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的におこなうとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練を行う。	1名以上
生活相談員	利用者及び家族に対し生活指導及び介護に関する相談等を行う。利用者の心身の状況等を踏まえて地域密着型通所介護計画の作成等を行う。居宅介護支援事業者等と連携し必要な調整を行う。	1名以上
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。	1名以上

*従業者は、身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示します。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービス内容
機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
健康チェック	利用開始前後の健康チェック、保健衛生上の指導等を必要に応じ行う
送迎	利用者に対し送迎サービスを提供する
介助	利用者に対しサービス提供上の介助（世話）を提供する
相談・助言	利用者及びその家族の生活指導及び日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

(2) 提供するサービスの利用料自己負担額について（介護保険を適用する場合）

地域密着型通所介護費

種別	介護度	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本料	要介護 1	416 単位	439 円	877 円	1,316 円
地域密着通所介護 (3時間以上 4時間未満)	要介護 2	478 単位	504 円	1,008 円	1,512 円
	要介護 3	540 単位	570 円	1,139 円	1,708 円
	要介護 4	600 単位	633 円	1,265 円	1,898 円
	要介護 5	663 単位	699 円	1,398 円	2,097 円
加算料	サービス提供体制強化加算 I	22 単位/回	23 円	46 円	66 円
	科学的介護推進体制加算	40 単位/月	43 円	85 円	127 円
	地域通所介護待遇改善加算 II ※介護職員の待遇改善のために、上記加算を算定させていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願ひいたします。	<p>【計算式】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 月の総利用単位×9% = A (四捨五入) ② A×地域単価=B (切り捨て) ③ A×90%※=C (切り捨て) ※2割負担の場合は 80% ※3割負担の場合は 70% ④ B-C=ひと月の待遇改善加算料金 			

* 1 地域区分単価は「1単位=10.54円」となっています。

* 2 生活保護等の公費受給者証をお持ちの場合、自己負担額が軽減できる場合があります。

* 3 行事・創作活動等を実施する際、費用を別途頂く場合があります。

* 4 上記の料金はご利用一回あたりのおおよその金額です。

* 5 ひと月の利用料金の目安に関しては別紙にてお渡し説明させていただきます。

4. 利用料その他の費用の請求および支払い方法について

地域密着型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とします。

利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収書を交付します。事業所は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して翌月 15 日までに利用者に請求し、利用者指定の口座より翌月 27 日に引き落とすものとします。（ただし 27 日が日、祝祭日の場合は翌営業日となります。）

- *引き落としが確認できましたら、領収書を発行致しますので必ず保管をお願い致します。
(再発行は基本的には致しません)
- *利用料、その他の費用の支払いについて支払期日から 2 ヶ月以上経過し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合は契約を解約したうえで、未払い分をお支払いして頂きます。

5.サービス提供に関する相談・苦情について

サービス提供に関する相談・苦情に関しては、事業所にご連絡いただくか、横須賀市又は神奈川県国民健康保険団体連合会の相談窓口にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所相談担当者名：管理者 小田嶋 公理 電話：046-801-0808 FAX：046-801-3644 横須賀市相談窓口：介護保険課給付係 電話：046-822-8253 神奈川県国民健康保険団体連合会： 介護保険課介護苦情相談係 電話：045-329-3447
--	---

6.秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族等に関する秘密の保持について	事業者及び従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業所における個人情報保護についての取り扱いについては「株式会社のんびりにおける個人情報の適正な取り扱いのために～個人情報保護規定等～」に則って取り扱うこととします。
プライバシーポリシー、秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針同意書にて説明し致します。

7.緊急時の対応について

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合はデイサービスにおける“緊急時対応のマニュアル”に沿って対応させて頂きます。その際に必要な緊急連絡先を別紙にてご指定ください。
夜間、営業時間外の緊急事態におきましては対応しかねますのでご了承下さい。

8.事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9.損害賠償

サービス提供に伴って事業者の明らかな過失により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場

合には、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償致します。この契約においてやむを得ず訴訟となる場合は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。（合意裁判管轄）

10. 身体拘束・虐待防止に関する事項

(1) 当事業は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束 の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

(2) 職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施。

(3) ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、担当者を定めて次の措置を講じます。

①虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

②ご利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③虐待防止のための指針整備

④虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と従業者への周知

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。

11. 記録の保管について

事業者はサービス提供に関する記録を整備し、契約終了時から5年間保管いたします。また記録物の閲覧および実費を支払っての写しの交付については本人および家族に限り可能です。必要時はご相談下さい。

12. 利用者代理人

利用者は代理人を選任してこの契約を締結することができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容を説明するものとします。

13. 重要事項内容の変更

① 利用料等の変更

ア 事業者はこの契約に定める内容のうち利用料の変更（増額または減額）を行おうとする場合には重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更予定日から期間をおいて利用者にその内容を通知するものとします。

イ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合にはその旨を事業者に文書で通知することで、この契約を解除することができます。

② 利用サービス内容の変更

- ア 利用者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者の申し出があった場合変更を拒む正当な理由がない限り、居宅介護支援事業所と連携し速やかにサービス内容を変更します。
- イ サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは変更後のサービス内容について記載した利用サービス変更合意書を交わします。

14.留意事項

- ① サービスのキャンセルにつきましては利用者または、家族、ケアマネジャーにより、サービス提供日の午前の部の場合は当日午前 8 時半までに、午後の部の場合は当日 12 時半までにご連絡ください。
- ② 事業所では基本的に禁煙とさせていただいており、施設内には喫煙所を設けておりません。禁煙にご理解ご協力のほどよろしくお願ひ致します。
- ③ 事業所施設内においては携帯電話のご使用をご遠慮願います。もし連絡等が必要な場合は施設の電話をご使用下さい。
- ④ 事業所では随時、在宅ケア従事者の育成のために他施設からの研修生の受け入れにも協力させていただいております。なにとぞ、ご協力のほど宜しくお願ひ致します。
- ⑤ 1ヶ月以上休みが続いたときの終了等の手続きについて
1ヶ月以上休みが続いたときは、ご連絡させて頂き契約を継続するかどうかご確認させて頂きます。継続が不可能な場合は契約終了とさせて頂きますのでご了承ください。
- ⑥ 安全で円滑な送迎の為、お迎えの時間を書面または電話にてご連絡します。
お知らせしたお時間よりも 10 分以内の早まりや遅れにつきましてはご了承ください。
交通事情等で 10 分以上到着時間が前後する場合は、電話連絡を致します。

15.非常災害時の対応（地震・台風・大雪・警報時など）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。地震・台風・大雪・警報時などサービスを継続出来ない気象状況になった場合はやむを得ず、サービスを打ち切りとさせていただく場合がございますのでご了承ください。

16.ハラスメントに関する事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において従業者に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否・回避が困難な状況下で下記（1）～（3）のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）（パワー・ハラスメント、カスター・ハラスメント他）
- (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（パワー・ハラスメント、カスター・ハラスメント他）
- (3)意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）

17.感染症対策・業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために次の措置を講じます。

- (1)感染症対策・業務継続に関する定期的な委員会の開催
- (2)感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3)定期的な研修及び訓練の実施

事業者：株式会社のんびり
代表取締役 小田嶋 公理
事業所名：デイサービス Free Fit
所在地：〒237-0062 横須賀市浦郷町3丁目64番地
TEL : 046-801-0808 FAX : 046-801-3644